

準学生寮供給に関する連携協定書

(協定の変更及び解約)

山形県、山形市、国立大学法人山形大学、東北芸術工科大学及び山形県住宅供給公社（以下「5者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、山形市の中心市街地において、増加する空き家、空きテナント等（以下「空き家等」という。）を活用した学生向け賃貸住宅（以下「準学生寮」という。）を確保することにより、まちなかに居住する学生の増加と空き家等の発生の抑制を図り、もって中心市街地の活性化を推進することを目的とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、5者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和元年10月24日

山形県
山形県知事

吉村 美栄子

山形市
山形市長

佐藤 孝弘

国立大学法人山形大学
学長

-】、山清人

東北芸術工科大学
学長

中山 ダイスケ

山形県住宅供給公社
理事長

若松 正俊

(協議)

第3条 本協定に定めるものほか、本協定の具体的な内容その他必要な事項については、5者協議の上、別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに5者のうちのいずれからも書面による終了の申出がない場合は、本協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。